

パブリックコメントを実施します

パブリックコメント（意見公募手続）とは、町の重要な政策・制度等を立案する際に、その案の趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く町民の皆様から意見や情報を提供していただく機会を設け、寄せられた意見等を考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見の概要及びそれに対する町の考え方を公表する一連の手続きをいいます。

①第6次行政改革大綱(案)

【募集期間】 1月13日(水)～2月12日(金)

【提出先】 〒329-0195 野木町大字丸林571 総合政策部 政策課 政策係 宛
☎(57)4190 ✉seisaku@town.nogi.lg.jp

・第6次行政改革大綱とは？

社会の変化等による多様な町民ニーズや人口減少社会などに代表される行政課題に対応するために、今後の町行財政運営についての基本方向を示すもの。第5次行政改革大綱が令和2年度末に満期となる。

第6次行政改革大綱の期間は令和3年度～令和7年度の5年間。

問政策課 ☎(57)4101

②第6期野木町障がい福祉計画・第2期野木町障がい児福祉計画(案)

【募集期間】 1月13日(水)～2月12日(金)

【提出先】 〒329-0195 野木町大字丸林571 町民生活部 健康福祉課 社会福祉係 宛
☎(57)4193 ✉kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp

・第6期野木町障がい福祉計画・第2期野木町障がい児福祉計画とは？

「総合支援法及び児童福祉法」に基づき、障がい福祉サービス等の必要な量の見込とその確保のための方策を定める計画。「障がい福祉計画」、「障がい児福祉計画」と一体的に策定。計画期間は令和3年度～令和5年度の3年間。

問健康福祉課 ☎(57)4196

③野木町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画(案)

【募集期間】 1月13日(水)～2月12日(金)

【提出先】 〒329-0195 野木町大字丸林571 町民生活部 健康福祉課 高齢対策係 宛
☎(57)4193 ✉kenkoufukushi@town.nogi.lg.jp

・野木町高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画とは？

「老人福祉法」、「介護保険法」に基づき、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる令和7年及び、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据えた、高齢者の福祉全般にわたる総合的な取り組みを示す計画。

計画期間は令和3年度～令和5年度の3年間。

問健康福祉課 ☎(57)4173

④第3期野木町建築物耐震改修促進計画(案)

【募集期間】 1月13日(水)～2月12日(金)

【提出先】 〒329-0195 野木町大字丸林571 産業建設部 都市整備課 都市計画係 宛
☎(57)3945 ✉toshiseibi@town.nogi.lg.jp

・野木町建築物耐震改修促進計画とは？

野木町内の住宅・建築物の耐震化を促進するための総合的な取り組みを示す計画。
計画期間は、令和3年度～令和7年度の5年間。

問都市整備課 ☎(57)4166

⑤第4期野木町生涯学習まちづくり推進計画(案)

【募集期間】 1月13日(水)～2月12日(金)

【提出先】 〒329-0195 野木町大字丸林571 野木町教育委員会 生涯学習課 生涯学習係 宛
☎(57)4194 ✉syougaiakusyuu@town.nogi.lg.jp

・第4期野木町生涯学習まちづくり推進とは？

キラリのぎプラン(第8次野木町総合計画)を上位計画とし、生涯学習活動を推進するための計画。
計画期間は、令和3年度～令和7年度の5年間。

問生涯学習課 ☎(57)4176

⑥野木町読書活動推進計画(案)

【募集期間】 1月13日(水)～2月12日(金)

【提出先】 〒329-0111 野木町大字丸林234番地2 野木町立図書館 宛
☎(57)2812 ✉tosyokan@town.nogi.lg.jp

・野木町読書活動推進計画とは？

野木町民の読書活動の推進に関する条例及びキラリと光る読書のまち野木宣言に基づき、
全町民の読書活動を推進することを目的とする計画。
計画期間は令和3年度～令和7年度の5年間。

問町立図書館 ☎(57)2811

◆共通事項

【閲覧方法】

各提出先窓口または町ホームページ(<http://www.town.nogi.lg.jp/page/dir000060.html>)
(右記QRコードからアクセスできます)

窓口での資料の閲覧・提出は8時30分～17時15分(土・日・祝日・年末年始は除く)

※生涯学習課生涯学習係については、月・祝日・年末年始は除く

※図書館については9時30分～18時(休館日を除く)

※⑤、⑥については生涯学習課生涯学習係及び図書館でも閲覧可能です。

【提出方法】

書面による窓口受理または郵送・FAX・Eメールで提出先へ

※お寄せいただいたご意見は、後日公表させていただきます。

